

善監委告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき公表します。

平成 26 年 2 月 28 日

善通寺市監査委員 藤岡 博文
善通寺市監査委員 林野 忠弘

平成 25 年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査の内容

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までに執行した財務に関する事務の執行が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象

部局名等	課名等
総務部	秘書課、政策課、総務課、防災管理室、債権管理課、税務課、
民生部	市民課、人権課、社会福祉課、子ども課、保健課、高齢者課
建設農林部	農林課、商工観光課、土木都市計画課、建築住宅課、上下水道課
委員会等	会計課、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会

3 監査の期間

平成 26 年 1 月 28 日（火）から平成 26 年 2 月 12 日（水）まで

4 監査の方法

定期監査であることから、財務に関する事務の執行について、その合法性・正確性のほか、経済性・有効性等行政監査的な観点からも監査を行った。

すなわち、

- (1) 予算の執行状況の計画性・効率性
- (2) 法律あるいは条例等との適合性
- (3) 事務・事業実施における経済性・効率性

等について、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を適宜行うなど通常実施すべき監査手続きにより実施した。

また、個々の出納については、例月の出納検査において実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係諸帳簿、証拠書類等との照合等により監査したところ、財務会計上は全般的に概ね適正に執行されていた。

比較的軽易な事項については、その都度、関係各課に注意を行っており、ここでの記載を省略している。なお、改善・検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通事項

- ① 公有財産としての土地及び建物について、公有財産台帳と実態との相違が見られた。これは、毎年の行政改革に伴う課の統廃合、地籍調査に伴う土地の面積変更及び取得により生じたものと考えられる。今後、かかる事案が生じないように対処されたい。
- ② 長期継続契約の賃貸借契約書等において、「支払及び履行遅延に伴う遅延利息」の数字に「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）で定める割合と違った高い利率の記載がされていた。

今後は、かかる文言を記載するよう検討されたい。

個別的事項

（総務課）

- ① 普通財産である山林等の管理において、計画的な巡視等を行い、現況の把握に努められたい。また、人が立入り易い山道には、管理者の看板などの設置も検討し、適切な管理の一助とされたい。
- ② 市有地の使用賃貸借契約書 2 通は、1 年契約の自動更新となっていた。また、面積も地籍調査前の数字であり、図面も添付されていなかった。更新時には、適正な契約内容になるよう検討されたい。

(税務課)

国民健康保険税の普通徴収は年間 6 回となっているが、高松市・坂出市・丸亀市・三豊市は 8 回である。本市も市民の納税環境整備の観点から 8 回を検討されたい。

(市民課)

- ① 市交通安全協議会の総会については、会則第 8 条第 2 項により「総会は、年 1 回、理事への総会資料及び表決書の送付をもって充て、会員へは、総会資料の送付をもって充てる。」との規定による運営がなされているところである。因みに、理事等は 25 人、会員は 98 人の大所帯の総会である。通常、総会とは「組織に所属する者が集まって行う会合」であり、本総会は、総会としての実態をなしていない。今後、かかる形態を維持するならば、総会名を変える等、検討されたい。
- ② 昨年の監査において、「市交通安全対策会議条例の必要性を検討する」との回答があった。しかし、適切な措置が得られなかったので、再度、市交通安全対策会議の設置について検討されたい。
- ③ 第 5 次市総合計画の施策「交通安全の充実」には、具体的事業として市交通対策協議会交付金交付事業と交通安全施設整備事業が謳われている。今後、これらの事業を有機的に推進するために、さらに組織の充実を検討されたい。

(商工観光課)

観光交流センターは、平成 23 年度に開館して今年で 3 年目になる。平成 25 年度の来館者数は、4 月から 1 月までが 5,964 人であった。昨年の同期間と比較して 1,138 人 (23.6%) の増加となり、減少傾向に歯止めがかかった感がある。しかし、開館年の来館者数 6,480 人には及ばず、その内訳を精査すると市外・県外の来館者数は 1,417 人であり、平成 24 年度の同時期と比較して 481 人 (51.4%) の増加となっているものの、開館時には、1,507 人であり、90 人減となっている。市民が当館を活用することは喜ばしいが、本来の目的である総本山善通寺以外への観光客の立ち寄り拠点の一つとした役割は、十分に果たせていないと考えられる。このことについては、昨年の監査で、市外来館者等の更なる増加の一施策として「正月三が日の開館に向けて検討する」との回答があったものの実施されなかった。

所管課においては、観光シーズン、空海まつり等に観光客を来館させることはもちろんのこと、平成 26 年の年末年始及び通年においても定期的な観光事業を行う等、観光客増につながるような施策を検討されたい。

(上下水道課)

水道行政及び下水道行政は技術に関わる業務が多数あるが、数年来の合理化対策の推進のため、技術職員数が減少となっていることは否めない。

これらの業務には、市が委託せず行うことが望ましい業務がある。今後、工事の計

画、施設の維持管理に関する施策に支障をきたさないためにも、嘱託員等も含めた職員数の確保が急務と考えられるので検討されたい。